

省エネに関する利子補給制度について

対象事業等

21年度政府予算案額5.1億円

エネルギー使用合理化関連特定設備等資金利子補給金

(1) 対象事業

以下の省エネルギー対策関連事業に対する融資を低利とするため、利子補給を行う。

省エネ対策事業

- ・省エネルギーサイクル法に基づく承認を受けた事業者等が、建築物の建築を行う際に設備の設置又は改善を行う事業。
- ・省エネ法に基づきオフィスビル、デパート、ホテル等の設置者が作成する計画達成に必要な建築物の省エネに係る事業
- ・トップランナー基準を満たす機器の製造設備の設置・改善を行う事業

産業部門別省エネ推進事業

- ・年間原油換算100k l以上に相当するエネルギーの節減が可能となる事業（エネルギー使用効率10%向上or承認事業計画に特定されているもの等）

建築物省エネ推進事業

- ・省エネ性能の向上に資する改修事業（ESCO事業・ESP事業に限る。）

トップランナー機器取得事業

- ・省エネ法に基づくトップランナー基準を満たす機器等の取得事業

(2) 補助対象者、利子補給率

民間事業者、1.0%

特定高性能エネルギー消費設備等資金利子補給金

(1) 対象事業

中小企業において、省エネルギー効果の高い特定高性能エネルギー消費設備（高性能工業炉及び高性能ボイラー）の導入を促進するため、これらの設備の設置に必要な資金の貸付けを行う金融機関に対して利子補給を行う。

(2) 補助対象者、利子補給率

民間事業者、0.15%

実施スキーム

